

コーポレートガバナンスを巡る法制度に関する一考察

－ソフトロー・アプローチと取締役の責任について－

若林 茂樹¹

要 旨

本稿の目的は、企業の持続的成長の原動力であるガバナンス、内部統制について検討し、以てわが国のガバナンスを巡る法制の現在の立ち位置及び今後のコーポレートガバナンスに必要とされる課題と対策について考察するものである。

本稿は七章から構成し、第一章では、コーポレートガバナンス法制の概要について、日本の内部統制の基盤となった Sarbanes－Oxley Act of 2002（以下「米 SOX 法」）、COSO フレームワーク、COSO の ERM を中心に考察する。第二章では、日本のコーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードの先行事例である、英国のガバナンス法制を概観する。第三章では、日本のガバナンス法制に関して、会社法、金融商品取引法を概観し、第四章では、日本のガバナンス指針として、日本版コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードを改めて確認する。第五章では、ガバナンスにおいて重要となる取締役の責任、リーダーシップについて考察し、第六章及び第七章では、日本の法制について、リスク回避や不祥事防止といった「守りのガバナンス」ではなく、収益力を向上させる、稼ぐ力を取り戻す「攻めのガバナンス」に力点が置かれている点を改めて確認し、今後の方向性に関し、取締役の責任が果たす役割について見通しを示す。

¹ 株式会社日本政策投資銀行